



鳥取県公報

平成 30 年 1 月 30 日 (火)
第 8 9 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (47) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (48) (〃) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (49) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (50) (〃) 2
	国土調査の成果の認証 (51) (農地・水保全課) 3
	河川法による船舶の撤去 (52) (中部総合事務所県土整備局) 3
	指定代理納付者の指定 (53) (会計指導課) 4
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (2) 4

告 示

鳥取県告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
さくら薬局 卯垣店	鳥取市卯垣四丁目101-1	平成29年12月1日

鳥取県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
さくら薬局卯垣店	鳥取市卯垣四丁目101-1	平成29年11月30日

鳥取県告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
有限会社はご ろも	はごろも	鳥取市徳尾443- 9	平成30年1月17 日	平成30年2月28 日	訪問介護

鳥取県告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
有限会社はご ろも	はごろも	鳥取市徳尾443- 9	平成30年1月17 日	平成30年2月28 日	介護予防訪問

ろも		9	日	日	介護
----	--	---	---	---	----

鳥取県告示第51号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡大山町	平成28年度及び平成29年度	大山町(長田の一部)の地籍図及び地籍簿	大山町長田の一部	平成30年1月30日
東伯郡琴浦町	平成24年度及び平成25年度	琴浦町(大字別所及び大字松谷の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字別所及び大字松谷の各一部	〃
西伯郡南部町	平成23年度から平成25年度まで	南部町(鶴田の一部)の地籍図及び地籍簿	南部町鶴田の一部	〃
八頭郡若桜町	平成22年度から平成24年度まで	若桜町(大字糸白見の一部)の地籍図及び地籍簿	若桜町大字糸白見の一部	〃
鳥取市	平成27年度及び平成28年度	鳥取市(鹿野町宮方の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町宮方の一部	〃

鳥取県告示第52号

河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定に違反して許可なく河川区域内に放置している船舶の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月30日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

- 1 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権利を取得した者は、平成30年2月28日までに当該船舶を二級河川橋津川水系東郷池又は埴見川の河川区域内から撤去すること。

船舶番号	船名	所在地(次の図に示すとおりとする。)
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長江1204-33
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字門田56-2
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字門田54-3
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長和田1782-1
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長和田1394-1
不明	吉宮丸	東伯郡湯梨浜町大字長和田1394-1
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎370-31地先
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎566-2地先
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎592-46地先
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字松崎592-28地先

- 2 1の船舶が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県中部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成30年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	とっとり電子サービスを通じて支払をする歳入	平成30年1月10日から同年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成30年1月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市岩坪生活改善センター	鳥取市岩坪1365
鳥取市福部町多目的研修集会施設	鳥取市福部町湯山57-1
鳥取市福部町箭溪総合研修センター	鳥取市福部町箭溪417